

総務常任委員会報告事項追加資料

資料 番号	資 料 名	担 当 課
1	小田原市環境事業センターの基幹的 設備改良事業について	環 境 事 業 セ ン タ ー

平成28年 2 月 9 日

小田原市環境事業センターの基幹的設備改良事業について

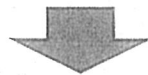
本事業の概要等については、平成26年12月5日開催の総務常任委員会で報告したところであるが、国の交付金制度に変更があったことから、事業費縮減等の観点より工事概要の考え方を変更するものである。

1 交付金制度の変更

変更前

○ 循環型社会形成推進交付金 平成26年12月時点

概要 基幹的設備改良をすることで、稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素の量が3%以上削減されるものは「交付率1/3」、20%以上削減されるものは「交付率1/2」



変更後

○ 循環型社会形成推進交付金 平成27年度 改正

概要 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業のうち「交付率1/2」のものは、平成26年度以前に着手し、平成27年度以降に継続して実施する場合に限る。

※平成27年度以降に着手するものは全て「交付率1/3」

○ 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金 平成27年度 創設

概要 基幹的設備改良をすることで、稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素の量が3%以上削減されるものについて「交付率1/2」

二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金交付取扱要領（抜粋）

15. 交付対象事業の範囲

(1) 改良・改造に係る事業

改良・改造に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の一部を改良・改造するものである。

ア. 廃棄物処理施設への先進的設備導入事業については、ごみ焼却施設を対象とし、あらかじめ延命化計画を策定して施設の基幹的設備を改良するもので、当該改良を通じて施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素の量が3%相当以上削減されるものであり、(中略) 事業実施後に一定期間の延命化を図り、事業実施後の施設保全計画を策定するもの及び別に定める「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」に適合するものに限る。

イ. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条に定める設備認定を受けて売電を行わないこと。

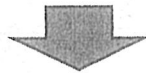
2 工事の概要（案）の考え方の変更

変更前

管理運営費の削減や二酸化炭素を20%以上削減するため、発電設備の設置及び発電設備用建屋の新設等を検討していた。

小田原市環境事業センターごみ焼却施設基幹的設備改良工事（案）

整備炉	整備内容	工期
1号炉～3号炉	ボイラ化（発電機能） 及び 省エネ化	平成28年度～平成31年度
工事概要	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹的設備の改良及びガス冷却室、空気余熱器解体・撤去 ・ボイラ、発電機の新設 ・減温塔、バグフィルタのコンパクト化等 	
備考	発電機を設置するため、建屋を増設する必要がある。 基幹的設備改良工事に併せ建屋の耐震工事を行う。	



変更後

交付金制度の変更を踏まえ、事業費縮減等の観点から事業内容を見直すこととし、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金「交付率1/2」を活用し一般財源の負担を極力抑える。

小田原市環境事業センターごみ焼却施設基幹的設備改良工事（案）

整備炉	整備内容	工期
1号炉～3号炉	省エネ化	平成28年度～平成31年度
工事概要	<ul style="list-style-type: none"> ・燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、余熱利用設備、灰出し設備、給水・排水処理設備、通風設備や電気計装設備などを対象に、主要機器の更新と改修にあわせ、高効率化、インバータ化等により省エネ化を図る。 	
備考	基幹的設備改良工事に併せ建屋の耐震工事を行う。	